

食品衛生法施行規則及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正案に関するパブリックコメントの募集結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成 23 年 4 月 7 日から平成 23 年 5 月 6 日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて、意見を募集したところ、3 件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

- 1 意見公募期間及び提出方法
 - (1) 意見公募期間
平成 23 年 4 月 7 日から平成 23 年 5 月 6 日
 - (2) 意見提出方法
郵送、FAX 又は電子メール
- 2 意見募集の結果
全件数 3 件
- 3 提出された意見と消費者庁の考え方
別紙のとおり。

食品衛生法施行規則及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準のパブリックコメントの結果

改正案に関する意見	回 答
<p>【意見】 遺伝子組換えパパイヤを遺伝子組換え食品の対象品目に加えることに賛成します。</p> <p>【理由】 1) 遺伝子組換え技術は人類にとって有用な技術であり、世界中で遺伝子組換え技術を利用した作物(大豆、とうもろこしなど)が栽培されています。今回の遺伝子組換えパパイヤはウイルス抵抗性に優れた品種であり、「レインボー」という品種名でハワイにおいて広く流通しています。安全性については平成21年7月に食品安全委員会より「人の健康を損なうおそれはないものと判断した。」との見解が示され、安全性の評価は終了しています。</p> <p>2) 遺伝子組換えパパイヤを遺伝子組換え食品の対象品目に加えることで、消費者は遺伝子組換えパパイヤであることを容易に知ることができ、ウイルス抵抗性であることで病害の影響を受けない品質の良いパパイヤが市場に流通することにより、消費者にとってパパイヤの選択の幅が広がると期待できます。</p> <p>以上のことから、遺伝子組換えパパイヤを遺伝子組換え食品の対象品目に加え、日本国内で流通させることは問題がないと考えます。速やかな法的および行政上の手続きによって、早期に遺伝子組換えパパイヤが市場に導入され、消費者の選択の益に資することを望みます。 以上</p>	<p>御意見として承り、消費者庁として必要な手続きを進めて参ります。</p>
<p>遺伝子組み換えパパイヤはアレルギーを引き起こす可能性が払しょくできないなど安全性に問題があります。そこで、遺伝子組み換えパパイヤには消費者が選ぶことができる表示が必要です。</p> <p>遺伝子組み換えパパイヤは、初めて生のまま食べる遺伝子組み換え食品です。大豆やトモロコシのように重量で輸入される作物と違いますから、不分別といった表示も5%未満は「非遺伝子組み換え」といった従来の表示の在り方は適用できません。</p> <p>そこで、遺伝子組み換えパパイヤについての表示を次のように提案いたします。</p> <p>1、遺伝子組み換えパパイヤは、一つ一つの個体に「遺伝子組み換えパパイヤ」と表示する。</p> <p>2、加工食品の原料として使用した場合は、原材料欄に「パパイヤ(遺伝子組み換え)」という表示をする。</p> <p>3、レストラン等外食産業で遺伝子組み換えパパイヤを食材として使う場合、メニューなどに遺伝子組み換えパパイヤを使用したことがわかるように表示を行う。</p> <p>なお、現在の32品目の表示対象品目を拡大し、遺伝子組み換え作物を使用しているすべての食品を表示対象にすることを強く希望します。</p>	<p>・御提案1については、消費者にわかりやすいよう、1つ1つの生鮮パパイヤに「パパイヤ(遺伝子組換え)」等とシール表示ができるように進めて参ります。</p> <p>・御提案2については、パパイヤを原材料として使用した加工食品では、主な原材料(全原材料中で上位3位以内、かつ、5%以上のもの)について表示義務の対象となります。</p> <p>・御提案3については、食品衛生法及びJAS法では外食におけるメニュー等については表示対象としておりません。今回の見直しに係る御意見ではございませんが、御意見として承ります。</p> <p>・32品目の表示対象品目拡大の御要望については、今回の見直しに係る御意見ではございませんが、御意見として承ります。</p>
<p>いつも大変お世話になっております。</p> <p>遺伝子組換え食品の表示対象品目の見直しにつきまして、大変残念なのですが、判断が早すぎると存じ、表示している商品以外の生鮮食品等、一切、購入するきもちがなくなってしまうと、安全であればこそ、堂々と！</p> <p>ちゃんと、表示して居た方が良いと思います。</p> <p>以上です。日本人が安全に暮していれば、世界の人もその指標となり、食の安全は、全世界を守る事につながります。</p> <p>どうぞ、宜しく願い申し上げます。</p>	<p>遺伝子組換え食品は、食品衛生法に基づいて科学的に安全性が確認されたものだけが、輸入・流通される仕組みとなっております。今回表示対象品目として「パパイヤ」及び「パパイヤを主な原材料とするもの」を追加することにより、小売店等で遺伝子組換えである旨の表示が義務化されることとなります。</p>
<p align="center">御意見数</p>	<p align="center">3</p>

御意見については原文のまま掲載しています。